中国近代ナショナリズムの醸成と下層社会の役割(一) 一山西省鉱山利権回収運動の前史として

李 芸・永山博之

はじめに

第一章:清末山西省における鉱山利権回収運動の経緯

第一節:利権の喪失

第二節:山西省利権回収運動の始まり

第三節:山西省利権回収運動の展開 (以上本号)

第二章:下層社会における民族意識の萌芽 第一節:洋教(キリスト教)への反感 第二節:山西省における盲教活動

第三章:山西省利権回収運動における民衆の活動

おわりに (以上次号)

はじめに

1. 研究背景

近年、中国ではナショナリズム感情が高揚し、大規模な集団行動も多数発生している。ナショナリズム研究は、現代中国において重要な位置を占めている。中でも、20世紀初頭に中国各地で行われた利権回収運動は、中国における初期ナショナリズム研究の重要な対象である。それは利権回収運動に参加した階層が広範だったためである。運動の参加者には、直接には利害関係を持たない知識層、商品の市場を確保しようとした民族資本家、及び上層の人々に煽られた下層民衆などがいた。本論文では下層社会の活動を考察し、これまでの中国ナショナリズム研究を新たな視角から光をあてることをめざす。

日清戦争後、列強の侵略はさらに深刻になり、中国の各地域に自国の勢力

圏を建設した。その中で重要な行動は中国で鉱業に投資することであった。中国は鉱物資源に富み、中国での鉱業投資は経済的需要を満たすだけではなく、勢力圏確立の基礎を提供した。李恩涵が言う通り、鉱業は単純な経済企業ではない。一定の規模を有する鉱業は自然に独立のコミュニティになりえる。鉱業を展開できれば、本国の政策に応じて現地をコントロールできる。資本を鉱業に投下することは各国にとって、対外進出の基本政策であり、その政治的意味はより重要であった。⁽¹⁾ 1890 年代後期、イギリスは山西、河南などの鉱山開発権を獲得し、フランスは中国南西部の雲南、貴州、四川の鉱山を狙い、ロシアは満州、モンゴル、新疆で活動し、ドイツは山東省、アメリカは広州から武昌までの鉄道の建設権とその周辺の鉱山利権を獲得した。⁽²⁾

日露戦争における日本の勝利は、官僚、知識人、商人、一般民衆を含む中国人の民族的自覚を促した。当時の新聞には黄種が白種に打ち勝ったという内容の文章が多く掲載されている。そして、中国にとっては、日本を模倣することが、新たな方向性になった。特に日本の立憲制度、外国からの経済発展への圧迫を脱することがその内容である。1904年から1911年まで中国各地で展開した利権回収運動はその表現の一つであった。利権回収運動の主な目標は鉄道の建設権と鉱山利権である。手始めは、1904年4月に、湖南、湖北、広東省における官僚と紳商が起こした、広州から武昌までの鉄道の建設権をアメリカから回収する運動であった。その後、鉄道建設権と鉱山利権の回収運動が各省に拡大した。(3)

山西省における鉱山利権回収運動は、この代表的な事件である。山西省は 黄河中流に位置し、豊かな石炭資源をもつ。山西省における石炭の利用は

⁽¹⁾ 李恩涵『晚清的収回鉱権運動』中央研究院近代史研究所、中華民国五十二年(1963)、 緒論

⁽²⁾ 同上、PP.23-46

⁽³⁾ 小野寺史郎『中国ナショナリズムー民族と愛国の近代史』中央公論新社、2017、 PP.68-70

6000、7000年前まで遡れ、石炭を彫刻して工芸品として加工したり、石炭を 燃やした煙を使って敵を追い払ったり、炊事に利用したりするなど、石炭は 人々の生活にとって重要な役割を果たしてきた。(4)『史記・巻四十九・外戚世 石炭を採掘していた時に、炭坑の崩落から生き延びた。その事故では、百人 あまりの死者が出た。その記述から見ると、漢代において、石炭の採掘は既 に一定の規模を有していたことがわかる。(5)ついで、石炭の利用と採掘は北 宋時代に大きな発展を遂げた。北宋時に、人口の増加と土地の開墾とともに、 燃料としての木材利用は減少し、代わって石炭の利用が盛んになった。政府 は石炭を管理する官僚を設置し、石炭の価格が上昇し民衆の不満が大きく なった時には、対応する措置を取った。石炭利用を促進するため、政府は河 東地域(山西)の石炭税を免除した。⁽⁶⁾『平定県志』の記述によると、明朝の 中ごろに、本県の住民は石炭で炊事し、石炭の燃え殻を川に捨て、そのため 川が何度も詰まり、水害にまで至った。(7) Alexander Williamson, B.A. はイギ リス盲教師であり、1860年代に中国を旅行し、社会風俗、人口や自然資源な どを詳しく紹介した。彼の記述によると、当時に最も上質の石炭値段は運輸 費用を除いて1ハンドレッドウェイト(イギリスの計量単位、約50.80 kg相当) で2.5から3.5ペンスであった。(8)以上の記述からみれば、石炭の生産と利用 は一定の規模に達していたことがわかる。長い間、山西省は「石炭の里」と して知られていた。石炭は民衆の生計を立てる重要な資源だっただけではな く、山西省の重要な産業であった。20世紀に行われた鉱山利権回収運動は、

⁽⁴⁾ 呉暁煜編著『中国煤鉱史読本(古代部分)』煤炭工業出版社、2013、P5

⁽⁵⁾ 龍裕偉「中国古代的煤炭開発利用」『経済與社会発展』2018年第四期、P42

⁽⁶⁾ 前掲「中国古代的煤炭開発利用」、PP.88-90

⁽⁷⁾ 平定県志編纂委員会編『平定県志』社会科学文献出版社、1992、P153

⁽⁸⁾ Alexander Williamson 著(李国慶編)『中国北方遊記 Journeys in North China 上』広西 師範大学出版社、P175

山西省の石炭工業の発展にとって欠かせないものであり、近代工業の発展の基礎を提供した。利権回収の交渉において、山西省における各階級の活動はナショナリズムの高まりを表していた。ナショナリズム思潮の発展は中国政局の大きな変化と密接な関係があった。⁽⁹⁾

2. 先行研究批判と研究目的

清末山西省における鉱山利権回収運動に関する研究は三つの方向に分けられる。一つ目は利権回収運動がどこから、誰によって呼びかけられたのかという問題である。二つ目は地方官僚、民族資本家、学生をはじめとする知識人それぞれの社会集団が、運動の進展にどんな役割を果たしたのかという問題である。三つ目は山西省利権回収運動をはじめとする各省で行われた利権回収運動と辛亥革命の関係という問題である。

その中で、地方官僚、民族資本家、学生層それぞれが運動の推進にどんな役割を果たしたのかに関する研究が、多く行われている。山西省利権回収運動において、地方官僚と民族資本家の立場は同一だと考えられる。彼らは常に官僚、民族資本家の二重身分を有しており、或いは官僚でありながら、民族資本家と密接な関係を保っていた。例えば、利権回収運動において、重要な役割を果たした渠本翹は晋商(山西商人)名門渠氏の第十八代の子孫である。彼の父親は有名な実業家、資本家であった。山西人は商業に従業することを良いとし、「一二流の子弟は商業に従事し、三四流の子弟は官僚になる」という俗語もあった。しかし、渠本翹は政界に足を踏み入れることを選択し、1892年に進士に合格し、内閣に入った。1902年に、渠本翹は当時経営不振の「晋昇マッチ会社」を買収し、「雙福マッチ会社」に改名し、実業に身を投じた。利権回収運動の間、彼は外務部主事であり、山西省出身の中央官僚と連絡を取り、外務部にイギリス側の要求に反対する書簡を送った一方で、外国資本

⁽⁹⁾ 前掲『中国北方遊記 Journeys in North China 上』、P201

を排除するために国営鉱山会社の設立を呼びかけた。ついに 1907 年の春に、「山西保晋鉱務公司」が正式に設立され、渠本翹が社長の職についた。⁽¹⁰⁾

利権回収運動における地方官僚、民族資本家、知識層の役割に関する研究 は、主に各階層が利権回収運動においてどのような役割を果たしているか、 そしていつ、誰が利権回収運動をリードしていたのかを研究している。喬志 強は、1900年から1911年の辛亥革命までの10年間で、中国の資本主義が発 展し、資本家階級が主導する革命は当時革命の主流で、利権回収運動も当時 資本家階級の重要な政治的および経済的活動の一つだったと指摘した。彼は 山西省鉱山利権回収運動は1905年7月に始まったと主張した。正太鉄道(11) の開通の後、イギリスの福公司は炭鉱地を考察し、地元の人が開いた土製の 炭焼き窯を閉めるように求めた。留学生と地元の学生、教員が集まり、当時 の巡撫、張人駿に契約の廃止を要請し、「合同を廃止し、自弁する」ことを提 案した。1906年の初めまで、商務局総弁の劉篤敬をはじめとする民族資本家 は、「野蛮な排外」を招くことを恐れ、契約の廃止にこだわらなかった。言い 換えれば、資本家階級の主張は「合同を廃止し、自弁する」から「鉱山利権 を買い戻し、自弁する | へと変化した。しかし、山西省の学生層は契約破棄 要求を堅持し、新聞で記事を発表し、農村では演説をした。山西省鉱山利権 回収運動は最高潮に達し、資本家層にも運動に参加する者が増加し、1907年 に山西保晋鉱務公司が設立された。福公司は中国側の反対に直面して、鉱山 の開発が不可能だと理解し、清政府商務局と鉱山利権の「償還問題」を議論 し始めた。最終的に、山西省は275万元銀で鉱山利権を買い戻した。民族資 本家は利権回収運動において主導的な役割を果たしながら、かれらの弱さと 妥協のため、巨額で鉱山利権を買い戻した。(12)

李可は知識層、特に近代学生が運動のはじめに重要な役割を果たしたと指

⁽¹⁰⁾ 維春普「晋商渠本翹与山西保晋鉱務公司」『経済問題』 2007 年 02 期、PP.126-128

⁽¹¹⁾ 正太鉄道は河北省の正定県から山西省の太原までの鉄道である。

⁽¹²⁾ 喬志強「辛亥革命前的収回鉱権運動」『近代史研究』 1981 年 03 期、PP.201-233

摘した。1902年に設立された山西大学は、山西省の知識層の覚醒を促進した。 利権回収運動において、学生たちは集会を開き、デモを行い、鉱山利権の回 復と自弁を要求した。彼等は各界の人々に状況を公表し、その団結を促進し た。李可は、第二段階では、民族資本家が大きな役割を果たしたと主張する。 資本家は、政府に対する圧力をかけ、資金の調達など、より具体的な行動を 行い、山西保晋鉱務公司を設立し、買い戻した鉱山を経営した。⁽¹³⁾

日本にも山西省鉱山利権回収運動に関する研究がある。

清末以降の対外ボイコット運動ならびに利権回収運動に対し、最も包括的 な検討を加えたのは菊池貴晴である。菊池によると、ボイコット運動と利権 回収運動は民族資本の発展があってはじめて起こった運動であり、運動の主 体も民族資本家とされた。民族資本家は国内市場の指導権を握って自らの利 益を守るために、民衆を利用した。「大衆も参加するが、彼等は多くの場合、 利用されるだけであって、利益の分配にはあずかれなかった |。(14) 菊池はまず 利権回収運動直前における民族資本の発展状況を説明する。義和団運動で巨 額の賠償金に追われた清朝政府は工業振興を考えていた。1903年以降、商部 が設立され、商会簡明章程、公司奨励章程も相次いで出された。公司奨励章 程では商人、官僚による近代工業の創設を奨励し、彼らに官職と勲位を与え ると定め、公然と官紳の企業投資を推し進めた。与えた官職は大したもので はなかったが、一般地主、商人、官僚に限られていた資本家にとっては、特 に商工業に対する投資が一般化する以前の段階においては、大きな刺激に なったと考えられる。この時期において、鉱工業に対する投資は激増し、官僚、 紳商も徐々に近代企業に手を伸ばしていた。山西省においても、こういう動 向を反映して豊晋鉱務総公司設立の計画が立てられ、内閣中書渠本翹をはじ

⁽¹³⁾ 李可「抗争与図強:清末紳商群体与晋省争鉱運動」『歴史教学』2015 年 08 期、PP.35-42

⁽¹⁴⁾ 菊池貴晴『中国民族運動の基本構造―対外ボイコット運動の研究 増補版』汲古書院、 1974、P474

めとする紳商がこのことを中央政府に報告した。彼らの主張によれば、鉱権保護のため、契約に規定されている五ヶ所以外の鉱山資源の開発に早めに着手するというものであった。「そこには外国資本進出の刺激と、危機意識の反映がハッキリ見られる」。保晋鉱務公司は豊晋鉱務総公司を母体として設立されたのである。内閣中書渠本翹をはじめとする紳商が利権回収運動において、最も重要な役割を果たしたことに疑いはないと菊池は指摘した。「あそして、大衆について、菊池は鉱山の回収費、自弁費において、公費より出している部分の多くは民衆の負担だと指摘した。「為政者の弁明によれば、増税を承認したのは、鉱山、鉄路が地方を裨益し、利権保護上、欠く可らざることであったからだという。しかし多くは一方的に官僚や紳商階級を利し、反対に人民は搾取されるのみであった」。(16)

菊池の主張に対し、疑問を提起したのは土屋洋である。土屋は「後進地」の山西省においても、民族資本の発展が不完全なのに、激しいナショナリズム運動が展開したのは別の原因があると主張する。官僚層と資本家層の目的が最終的に「自弁」の獲得にあったかどうかについては疑問の余地がある。官僚層と資本家層は自らの力が脆弱だったために、外国資本と合弁するのが有力な選択肢だと考え、その「操縦の術」の獲得を志向していたのである。土屋は、官僚、資本家よりもむしろ、「自弁」へと運動を導いたのは、直接的に鉱山開発事業に従事しなかった学堂学生や留学生たちであると指摘した。「は山西省における新式学堂の創設に注目した。20世紀初めに清朝政府は新政を推し進め、各地で新式学堂が整備された。山西省においても山西大学堂は1902年にイギリス宣教師李提摩太と巡撫岑春煊により創設され、続いて師範学堂や武備学堂など各種学堂は太原を中心に設立された。同時に、官費と

⁽¹⁵⁾ 前掲『中国民族運動の基本構造ー対外ボイコット運動の研究 増補版』、PP.455-457

⁽¹⁶⁾ 同上、P474

⁽¹⁷⁾ 土屋洋「清末山西における鉱山利権回収運動と青年知識層」『名古屋大学東洋史研究報告』24号、2000年3月、PP.143-144

私費で日本などの国へと留学した山西学生は数多くおり、光緒末年までに留日学生数は200名以上に上がった。新教育、新思想をうけた学生が「プロビンシャリズム」と呼ぶべき省単位における民族主義を生み出し、自らの利益に直接的な関係のない、省内の限られた地域の鉱山採掘契約に激しく反対したというのが土屋の主張である。(18)

中国側と日本側の学者は、民族資本家層と学生に焦点を当て、当時の社会で多数を占めていた下層民衆の活躍が民族資本家と知識人に煽られたと主張するか、或いはそもそも下層民衆の存在にあまり触れていなかった。ここで言う下層民衆とはわずかしか字が読めない、あるいは全然字を読めない農民、手工業者などの人々を指す。(19) しかし、社会多数を占めていた下層民衆の動機を明らかにしないと、運動の全体像は把握できないのである。そして、中国ナショナリズムを理解するためには、下層民衆の役割は、見過ごすことができない重要なものである。

下層社会におけるナショナリズムの発生はキリスト教宣教師の中国での活動と密接にかかわっている。儒教は長期にわたって中国社会を支配し、深く社会に浸透していた。「華夷之辨」、「非我族類、其心必異」などの考えは古代社会に共有されていた。佐藤公彦が指摘したように、中国ナショナリズムの母体は反外国主義である。⁽²⁰⁾ 清末に、『天津条約』の調印で、宣教師は内陸での布教権を得て、内陸まで侵入してきた。宣教師の活動は民衆の不満の原因となった。

当時、キリスト教に関するいくつかのうわさが流された。宣教師が人の内

⁽¹⁸⁾ 土屋洋「創設期の山西大学堂と山西留日学生ー清末山西鉱山利権回収運動の前史と して|『名古屋大学東洋史研究報告』25号、2001年3月、PP.328-343

⁽¹⁹⁾ 李孝悌『清末的下層社会啓蒙運動:1901-1911』中央研究院近代史研究所、1963、 PP.20-21

⁽²⁰⁾ 佐藤公彦『中国の反外国主義とナショナリズムーアヘン戦争から朝鮮戦争まで』集 広舎、2015、P5

臓で薬を作り、宣教師が信者の女性に「姦淫」をしているという謡言は広く流された。キリスト教徒が夜に秘密集会、男女混雑を行っているなどの風説は白蓮教へのそれと似通っており、キリスト教は邪教と見なされた。儒教思想によると、女性は節烈を求められ、家に閉じ込められるべきであった。女性が教会に出入りし、神父と二人だけで告解を行うキリスト教の儀式は、民衆の猜疑を起こし、「淫祠邪教」とみなされた。男権社会といっても良い明清朝において、女性が男性権力と所有の象徴であり、それに対する侵害は容認できないものだった。⁽²¹⁾ 現在の中国においても、妻が他の男と不正な関係を持つと、夫の面子はつぶされ、「緑帽子」を被せられると言われる。当時において、女性の教会への出入りがキリスト教に対する罵声を招くのも不思議ではないであろう。

宣教師が民教紛争⁽²²⁾ に介入することも民衆のキリスト教に対する不満の原因の一つであった。信徒を獲得するためには、宣教師は治外法権を教民まで適用した。西洋列強の軍事力を盾にして、中国に入った宣教師は常に治外法権を理由として、民教紛争に介入し、裁判結果を教民に有利な方向に偏らせた。

キリスト教をはじめとする西洋文明と儒教を中心とする中国伝統思想は衝突し、紛争になった。農村社会において、民衆が神迎えなどの伝統儀式と演劇を重視するのに対し、宣教師は宗教上の理由で、教民の祖先崇拝、伝統行事の費用納付をやめさせ、農村社会に新たな集団を結成させ、他の民衆との間に線を引いた。集団志向を持つ農村社会において、異なるグループが生まれたことは、民衆の大きな不満を呼び起こした。

19世紀半ば以来、宣教師の侵入とともに、民教紛争は多発するようになり、ある地域では大規模な反洋教運動を引き起こした。山西省においては、それ

⁽²¹⁾ 前掲『中国の反外国主義とナショナリズムーアヘン戦争から朝鮮戦争まで』PP.74-83

⁽²²⁾ 民教紛争とはキリスト教信者(教民)と信者でない民衆(平民)の間の紛争である。

ほど大きな運動まで至らなかったが、それでも民教紛争がしばしば起こり、1880年代に山西巡撫の張之洞は教案局を設立し、民教紛争を処理することを提案した。民教紛争の多発から、山西民衆の排外意識が高まっていったことが伺える。その排外意識を明らかに反映したのが、1899年に、山東省から始まった義和団運動である。義和団運動は早いスピードで華北地域に広まり、山西においても激しく行われた。当時の山西巡撫である毓賢⁽²³⁾ の役割は無視できないが、多くの民衆が排外的な官僚と地方紳士の呼びかけに応え、運動に参加したことは、民衆自身の排外意識を反映したものである。19世紀から徐々に生まれた排外意識は民衆が利権回収運動に参加する重要な原因の一つだと考えられる。

本論文は三章で構成され、山西民衆が利権回収運動に参加した理由を説明する。第一章は山西省鉱山利権の喪失と利権回収運動の展開を紹介する。第二章では19世紀後期から宣教師が内陸まで侵入してきたことが民衆の従来の生活に与えた衝撃と民衆側の対応を説明する。第三章は山西省における洋教の発展と民教紛争を検討する。

第一章:清末山西省における鉱山利権回収運動の経緯

本章は三つの部分に分けて山西省利権回収運動を説明する。第一節では山西省鉱山利権の喪失の経緯と鉱山利権を獲得した福公司がすぐに採掘に着手しなかった理由を説明する。第二節では利権回収運動が始まる前に、すでに利権の重要性を認識した官僚たちの行動を紹介する。第三節では1905年に始まった利権回収運動において、各社会階層の利権買い戻しへの努力とその結果を説明する。

第一節:利権の喪失

⁽²³⁾ 毓賢は満族で、清末に有名な排外官僚である。

1860 から 70 年代に、ドイツの地理学者リヒトホーフェン(Richthofen, Ferdinand von)は中国を旅行し、山西省の鉄鋼、石炭資源を考察した。山西省の石炭の質と開発の容易さを高く評価し、外国の注目を引き寄せた。「241 イギリスはそれに注目した国の一つである。1873 年に、イギリス議会で山西石炭について討論が行われ、「清朝政府から鉱山開発権と鉄道敷設権を獲得する」ことが企てられた。「255 日清戦争後、ロシアは中国東北地方、フランスは中国南西部に大量の利権を獲得した。特にロシアは東北地方だけではなく、華北と華中地方にも拡張しようとした。イギリスはこれに遅れを取ることなく、一連の条約を通じ、自分の利益を確保しようとした。こうした背景のもとで、福公司は誕生した。福公司は北京シンジケートともいい、1897 年 3 月17 日にロンドンで、20000 ポンドの資金をもって、設立された。ビクトリア女王の孫娘の夫が総董(会長)につき、イタリア人のアンジェロ・ルザッチ(Angelo Luzzatti、中国名は羅沙第)が支配人に就任した。福公司がイギリス籍の会社ということに疑う余地はない。福公司の主要任務は中国、特に山西省の鉱山開発権を獲得することであった。

当時の山西巡撫の胡聘之は湖北出身で、外国を手本とした改革に熱心な人物であった。1895年に、山西巡撫に着任してから、鉄道建設と財源の開拓に着手し、特に鉱山開発を重視していた。1896年4月3日の上奏文において、胡は「山西省の鉱山資源は天下一であり、いくら取っても永遠に尽きることがない。財源を開拓するためには、鉱山を開発すべきである……昔の開発方法は利益が少なく、機械で掘削すべきである」と主張した。しかし、交通不便な山西において、大規模な鉱山を開発しようとするならば、まず鉄道の建設に着手しなければならなかった。鉄道建設と鉱山開発には大量の資金が必要であり、山西省だけで資金を集めるのは無理があった。胡聘之は外国資本

⁽²⁴⁾ リヒトホーフェン著 (海老原正雄訳)『支那旅行日記 中巻』慶應書房、1943、 PP.293-392

⁽²⁵⁾ 山西省史志研究院編『山西通史 第六巻 近代巻』山西人民出版社、2001、P392

217 - 中国近代ナショナリズムの醸成と下層社会の役割(一)(李・永山)の導入を考えていた。

『老残游記』で知られる候選知府劉鶚及び総署章京方孝傑は晋豊公司を設立 し、1897年9月28日に、胡聘之に対して独自に外国資本を借り、山西省鉱 山を開発することを報告した。1897年10月25日に晋豊公司と福公司は山西 省鉱山開発の草案をまとめた。草案の内容はかなり簡単なものであり、翌年 により詳しい契約を結び、胡聘之に上書した。この契約は問題が多かったが、 山西省商務局官僚と紳商の賛同を得た。しかし、外国資本での鉱山開発は保 守派官僚たちの反対を招いた。山西籍の中央官僚鄧邦彦等は都察院(26) に上書 し、山西省の鉱山開発と道路敷設を外国人に任せたことを批判し、即刻中止 を訴えて、劉鶚を強く弾劾した。山西省の挙人張官らは連名で都察院に上書 し、外国資本で鉱山開発を行うことの弊害を述べ、鉱山開発は劉鶚らとイギ リスの利益になるだけで、中国の利益にならず、「洋款不可軽借. 鉄路不可軽 開、民心不可軽失」(外国資本を安易に借りるべきではなく、鉄道を安易に建 設すべきではなく、民心を軽んじるべきではない)と指摘し、借款での鉱山 開発を提唱していた人士を強く批判した。このような多くの反対にもかかわ らず、福公司は既に獲得した利権を手放さなかった。イギリスをはじめとす る各国の大使は清朝に圧力をかけた。清朝はその圧力に耐えられなかった一 方で、国情に鑑み、外国資本を借り、自ら利権を操ろうとした。1898年5月 21 日に山西商務局と福公司は「山西開鉱製鉄及び転運各種鉱産章程」に調印 した。(27) その契約は20条からなり、主な内容は以下の通りである。

① 山西省商務局は山西巡撫の批准を得て、盂県、平定州、潞安、澤州及び 平陽府における石炭、鉄などの資源を専弁する。これらの開発権は60年 をもって福公司に譲る。先に技師によって、鉱産の位置、種類などを探 察し、報告する。その報告を山西巡撫に提出し、事実なら、総理衙門に

⁽²⁶⁾ 明清時代の中央政府機関の一つであり、監察機関である。

⁽²⁷⁾ 前掲『晚清的収回鉱権運動』、PP.201-212

報告して記録を残し、巡撫から開発許可を得る。民衆の土地なら、所有者と相談し、正当な価格をもって、租借または買収する。政府所有の土地なら、当該地方の租税の二倍の金額を納税することとする。

- ② 山西商務局は山西巡撫の批准を得、自ら 1000 万両を上限として外国資本を借りる。技師がこの金額で不十分だと判断した場合にも、山西商務局は福公司以外から借款をしない。
- ③ 鉱務、開採、人事、財政などの事務はすべて福公司の理事局に一任する。 山西商務局は協力しなければならない。
- ④ 各地の鉱山は外国人と清国の管理者それぞれ一人ずつを任用すべきである。外国人管理者は工事を管理し、清国人管理者は交渉を担当する。すべての帳簿は洋式により整理し、外国人管理者が監督し、清国人管理者が検査する。……
- ⑥ 毎年すべての鉱山において、産出額の五分を生産者の税金として、清朝 政府に納付する。毎年決算を行い、利益より、先に使用した資本に対し、 六分の利子を払う。次に一割を積立金に入れ、資本償還に用いる。資本 償還が終わると、積立金は終了する。それ以外の純益の二十五分を清朝 に納付し、残りは福公司の所有とする。今後清朝において、外国資本で 鉱山開発に関する場合は一律にこの条約にならう。この条項は商人によ り、借款をし、鉱山開発に従事することに適用し、損失を清朝政府に負 担させない。
- ⑨ 福公司は60年の期間、鉱山開採を行う。この期間を過ぎると、各鉱山の 損益にかかわらず、すべての機械及び生産材無報酬で清政府に引き渡す。 この際は、山西巡撫が派遣する者が受け取るものとする。
- ① 石炭資源を輸送するための、鉄道建設などの費用は福公司が負担する。 その契約は別途に協議する。……⁽²⁸⁾

⁽²⁸⁾ 前掲『晚清的収回鉱権運動』、PP.212-214

この条約は内容としては、以前と変わっておらず、採鉱の範囲と種類を拡大し、山西商務局が晋豊公司に代わって福公司に鉱山開発権を譲渡し、借款で開発する名目で、福公司が実質上鉱山利権を握るものであった。この時点で、福公司の支配人もイタリア人ロザッチからイギリス領事のジャメイソンに代わっていた。

交通の不便と既に鉱山開発権を握っていたため、福公司はすぐには実質的な採掘を行わなかった。さらに1900年の義和団運動の影響で、民衆の間に反洋感情が高まり、開採できなくなった。1905年に、正太鉄道が開通した。福公司はこの間人を派遣し、平定州の鉱山資源を調査していた。利権回収運動は一触即発であった。

第二節:山西省利権回収運動の始まり

1901年1月に外国を手本とする改革に熱心だった岑春煊は山西省巡撫になった。岑は、鉄道建設と鉱山開発を重視し、福公司との契約が自弁の最大の障害だと気づいた。彼は外務部へ手紙を送った。内容は以下の通りである。

「福公司との契約は罠である。このことにわれわれは気づいていなかった。 当時総署の人士は外国の状況を理解して、清の国力がまだ強く、外国は操縦 できると考えていた。私は現在の時局は当時に比べてはるかに厳しく、列強 を阻止することは困難になると考える。今、何もしなければ、山西省の鉱山 は列強に奪われ、民衆の生計を損ねるだけではなく、イギリスとロシアの紛 争につながる恐れがある」。

岑春煊は外国が実際に開発しない鉱山を、こちらが先に開発することは契 約違反ではないと主張した。また岑は条約において、指定の十二の鉱地にお いて採掘しかできないことを明記すべきだと指摘したが、そのための力を 持っていなかった。⁽²⁹⁾

⁽²⁹⁾ 前掲『晚清的収回鉱権運動』、PP.221-223

1903年に趙爾巽は護理晋撫(代理巡撫)になり、新しい方策により福公司に抵抗しようとした。一つ目の方法は全省商務を管理する商務局を回復することであり、二つ目は豊晋鉱務総公司を設立し、山西省において資金を集め、平、盂、澤、潞などの鉱務を弁理することであった。しかし、義和団運動の結果、山西省は列強から高額の賠償金を課され、鉱山開発にあてる資金が足りなくなった。趙爾巽は山西省だけではなく、全中国で資金を集めようとした。福公司との契約の存在が山西省鉱山開発を制限し、多くの清朝人士がこの問題の重大性を認識するようになった。山西省鉱山利権問題は官僚、紳商の注意を引き付けた。⁽³⁰⁾

1903年3月に張曽易は巡撫に就き、山西鉱業を振興させようとした。1904年1月9日に盛宣懐⁽³¹⁾は山西巡撫に鉱山をコントロールさせるため、勘鉱買地公司を設立し、政府が鉱山の売買を主導することを提言した。張曽易は各地で鉱産公会を設立し、外国に鉱山の売買を禁止するという命令を下した。「平定鉱産公会章程士条」の主な内容は以下の通りである。

- ① 民衆と連携して利権を守るため、本会を設立する。太原公会の章程によると、石炭と鉄鋼は本州固有の財産であり、開発しているかどうかにかかわらず、それぞれ公会に登録し、官民が協力して、この利権を守らなければならない。
- ② すでに採掘している鉱山ではそのまま事業を継続し、採掘していない鉱 山では、速やかに資金を集めて開発を展開する。
- ③ 公会の公産は、無断で他人に売ることを禁じる。ひそかに他人に売ったり、株を譲り渡したりした場合は、すぐに政府に報告し、厳重に処罰する。
- ④ 本会自体は資金を集めることはなく、支出も行わない。⁽³²⁾ 盛宣懐は三十万両を集めて、山西同済鉱務公司を設立し、山西省鉱山開発

⁽³⁰⁾ 前掲『晚清的収回鉱権運動』、PP.223-226

⁽³¹⁾ 清末の洋務大臣であり、実業家でもあった。

⁽³²⁾ 魏德卿編『山西保鉱運動歴史研究』中国時代経済出版社、2010、PP.136-137

に従事していた。公司章程の中では、外国資本を禁じ、外国人を雇わないことを定めていた。鉱務公司は設立後、積極的に鉱山資源を調査し、鉱山を購入していた。⁽³³⁾

前述のように、交通網の未整備と義和団運動のため、福公司はすぐに実質的な採掘に着手しなかった。福公司は山西省以外に、1898年に河南省の鉱山利権を獲得して、鉱山の採掘に着手し、山西省における鉱山の開発を直ちに行う必要がなかったからである。1905年に、正太鉄道の開通とともに、福公司は人を派遣し、平定州の鉱山資源を調査する一方、イギリス公使を通じて清朝外務部に照会し、1898年の契約によると、盂県、平定州、潞安、澤州及び平陽府における石炭開発は福公司の利権であり、福公司以外の開発は、既存の開発の継続を含めて禁じられていると主張した。これが平定州民衆の怒りを起こし、利権回収運動を巻き起こした。山西省各界人士は運動に投身し、1898年の契約を廃棄し、鉱権を回収し、自弁で開発を行うことを訴えた。(34)

第三節:山西省利権回収運動の展開

利権回収運動が始まると、山西省の知識人、特に学生集団が運動の初期に 大きな役割を果たした。1902年にイギリス宣教師の李提摩太が創立した山西 大学堂は山西省知識人の覚醒を促した。1905年に、山西大学堂及び中等学堂 の学生は地元民衆の開発を禁じられたことを聞くと、集会、デモ、授業ボイ コット、声明発表など様々な方法で、鉱権の回収と自弁を訴えた。運動はま もなく全省各地に広まり、各地の学生や商人の支持を得た。特に留日学生李 培仁の自殺は運動に大きな影響を与えた。李培仁の遺書では、鉱山資源の重 要性、及び利権の喪失が民衆に与える影響が記されており、李が死を選んだ 理由はこのことだと書かれている。(35) しかし、遺書が当時日本大学法科の学

⁽³³⁾ 前掲『晚清的収回鉱権運動』、PP.226-233

⁽³⁴⁾ 前掲「抗争与図強:清末紳商群体与晋省争鉱運動」、P37

⁽³⁵⁾ 李浩、郭海編著『晋鉱魂一李培仁与山西争鉱運動』山西人民出版社、2001、PP.40-46

生で同盟会員でもあった王用賓により偽造されたという説もある。⁽³⁶⁾ 遺書の真偽にかかわらず、李培仁の自殺は、利権喪失への抗議のための死だと解釈され、山西省民衆の抗議への参加意志をさらに高めた。1906年11月16日『申報』の報道では、「訃報は太原まで伝わり、学生2000人余が特別大会を開いてさらなる抗議の方策を検討し、追悼会を開いて李培仁の義を表彰した」。⁽³⁷⁾1906年11月16日『中外日報』の報道の中で、追悼会での「2000人の学生はみな自殺の覚悟を持っている」という記載があった。⁽³⁸⁾『石艾乙己御英保鉱記聞』⁽³⁹⁾の中でも、「平定州民衆は李君の霊堂を設置し、僧侶、道士、一座を揃い、盛大に追悼会を開いた。イギリス人は出かけることを怖れた」という記述があった。⁽⁴⁰⁾1905年から1906年の間に、学生たちは社会各界に事実を説明し、自弁を訴え、各階層の連携を促進した。これは利権回収運動の第一段階である。⁽⁴¹⁾

第二段階の主役は紳商である。紳商とは一定の社会地位があり、豊富な資金を持っている者を指す。彼らは清朝政府に圧力をかけたり、資金を集めて鉱山を買い戻すなど、より具体的な行動をとり、運動に参加していた。(42) 渠本翹は紳商の代表的な人物であり、重要な役割を果たした(「はじめに」参照)。官僚も外務部に上書するなど、清朝政府に多大な圧力をかけた。山西巡撫張人駿の外務部への上書の中ではこう書いている。

- (36) 前掲「清末山西省における鉱山利権回収運動と青年知識層」、P140 引用元: 李尚仁「山西争鉱運動中李培仁滔海的事実真象」(『山西文史資料』第八輯)
- (37) 前掲『山西保鉱運動歴史研究』、P158
- (38) 同上 P165
- (39) 平定紳士の張士林による書かれた。張士林は利権回収運動の中に、大きな役割を果たした。この記聞は当事者により書かれ、平定州での運動を詳しく記述した。石艾は平定の古称であり、乙己は1905年を指す。
- (40) 前掲『山西保鉱運動歴史研究』、P109
- (41) 前掲「抗争与図強:清末紳商群体与晋省争鉱運動」、P36
- (42) 同上 PP.36-37

「山西省での鉱業は他省と異なる。資本が少なく、採掘の時期が明確でなく、民衆が鉱山に頼り、生計を依存している。貧者は、少し採掘すると、冬での生計を維持できる。……平盂潞澤などは有名な鉱区であり、鉱山に頼る民衆は少なくない。その上で、すでに採掘されている炭鉱もかなりある。……福公司は至るところで旗を立て、鉱山を囲い込み、民心の不安定を引き起こしている。万が一、民衆の感情が奮い立ち、大きな紛争と発展すると、取り返しがつかない事態になる」。(43)

利権回収運動の交渉の焦点は「専弁権」の帰属であった。福公司は 1898 年の協定によって、鉱山の専弁権を得、1898 年以前に開発した炭坑の採掘が続けられることを認めたが、それ以後の採掘を他者が行なうことは認められないと主張した。しかし商務局は 1898 年の契約においては、地元民衆の採掘を許さないという文言がなく、そして民衆の炭坑採掘を禁じることが「官民と予め連絡して紛争を起こさない」という協定の条項に反していると主張した。福公司と商務局の意見交換において、福公司が 1898 年契約により、鉱山の専弁権を与えられたと主張したのに対して、商務局は福公司にはただ経営権を委ねたに過ぎず、専弁権は商務局にあると反論した。(44)

利権回収運動を通じ、イギリスは利権を握っても、実際の開発がすすめられないことを理解するようになった。またヨーロッパ情勢がますます緊張する情勢において、清朝政府により大きな圧力を与えるのは難しくなった。1908年1月20日に、山西商務局と福公司は「購回開鉱製鉄転運合同」を調印した。この協定によると、山西商務局は275万両銀で鉱権を買い戻したのであった。(45)

参考文献:

- (43) 前掲『山西保鉱運動歴史研究』、P145
- (44) 前掲『中国民族運動の基本構造ー対外ボイコット運動の研究』、P452
- (45) 同上 PP.261-262

李恩涵『晚清的収回鉱権運動』中央研究院近代史研究所、中華民国五十二年 (1963)

小野寺史郎『中国ナショナリズム-民族と愛国の近代史』中央公論新社刊、 2017

呉暁煜編著『中国煤鉱史読本(古代部分)』煤炭工業出版社、2013 龍裕偉「中国古代的煤炭開発利用」『経済與社会発展』、2018 年第四期 平定県志編纂委員会編『平定県志』社会科学文献出版社、1992

Alexander Williamson 著(李国慶編)『中国北方遊記 Journeys in North China 上』 広西師範大学出版社

維春普「晋商渠本翹与山西保晋鉱務公司」『経済問題』、2007年02期 喬志強「辛亥革命前的収回鉱権運動」『近代史研究』、1981年03期 李可「抗争与図強:清末紳商群体与晋省争鉱運動」『歴史教学』、2015年08 期

菊池貴晴『中国民族運動の基本構造―対外ボイコット運動の研究 増補版』 汲古書院、1974

土屋洋「清末山西における鉱山利権回収運動と青年知識層」『名古屋大学東洋 史研究報告』24号、2000

土屋洋「創設期の山西大学堂と山西留日学生-清末山西鉱山利権回収運動の 前史として」『名古屋大学東洋史研究報告』25号、2001

李孝悌『清末的下層社会啓蒙運動:1901-1911』中央研究院近代史研究所、 1963

佐藤公彦『中国の反外国主義とナショナリズムーアヘン戦争から朝鮮戦争まで』 集広舎、2015

リヒトホーフェン著 (海老原正雄訳)『支那旅行日記 中巻』慶應書房、1943 山西省史志研究院編『山西通史 第六巻 近代巻』山西人民出版社、2001 魏徳卿編『山西保鉱運動歴史研究』中国時代経済出版社、2010 李浩、郭海編著『晋鉱魂―李培仁与山西争鉱運動』山西人民出版社、2001